

難病等制度推進事業評価委員会運営要綱第6条第1項に規定する別に定める手順等について

(評価委員会運営要綱第6条第1項に定める書面調査の実施手順)

第1条 評価において、委員が行う書面調査による事業評価は、以下の手順により行うこととする。

- 一 健康・生活衛生局難病対策課（以下「事務局」という。）より予め送付された申請事業ごとに、次条のとおり申請書類による事業評価を実施する。
- 二 委員は、書面調査を実施した場合には、結果報告書を作成し事務局へ送付する。

(書面調査による事業評価の方法)

第2条 書面調査による事業評価は、以下の方法により行うこととする。

- 一 委員は、事務局より予め送付された申請事業ごとに、別紙の評価表に従い評価点を付けることとする。
 - 二 評価点は、申請事業を5段階で事業評価することとする。
- 2 事業評価に当たって、委員は、以下の5段階方式により評価点を付すものとする。

<評価>

- 5点：優先的に採択すべき事業
- 4点：採択すべき事業
- 3点：採択しても特に問題がない事業
- 2点：採択の可能性がある事業
- 1点：採択すべきでない事業

- 3 委員は、評価点に「1点」を付した申請事業については、その理由を記載することとする。

(ヒアリング調査による事業評価)

第3条 評価委員会運営要綱第5条第2号に基づいて行う場合のヒアリング調査は、以下のとおり行う。

- 一 書面調査による事業評価を行った後、総合的な評価結果を決定するに当たり、申請者に対して、評価委員会へ召喚して実施する。
- 二 評価委員会は、申請者に対して、申請事業について、事業の背景、目的、構想、実施体制、展望等について説明を求める。

- 2 評価委員会は、ヒアリング調査の結果を基に、前条第2項において付した評価点を変更する。

(訪問調査による事業評価)

第4条 評価委員会運営要綱第5条第3号に基づいて行う場合の訪問調査は、以下のとおり行う。

- 一 書面調査による事業評価を行った後、総合的な評価結果を決定するに当たっては、申請者に対して、事業実施を予定している施設又は研究所若しくは事業所等へ委員又は事務局が赴き実施する。
 - 二 評価委員会は、申請者に対し、申請事業に関して確認すべきとされた事項について、実地において確認・検証を行う。
- 2 評価委員会は、訪問調査の結果を基に、本手順第2条第2項及び第3条第2項において付した評価点を変更する。

(総合的な評価結果の決定)

第5条 評価委員会は、第2条、第3条及び第4条に規定する調査結果を基に、各委員が付した評価点について、申請事業の平均評価点を算出し、合議により総合的な評価結果を決定する。

- 2 評価結果について、合議により総合的な評価結果が得られないときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 本手順は、令和8年4月30日より施行する。

難病等制度推進事業評価委員会評価表

別紙

申請者： _____
 委員名： _____

評価項目	評価基準	配点	評価点	備考欄 (1点を付した場合は、以下に理由を記載すること。)
1. 事務処理能力			小計 0	
・事業実施体制	事業を実施するために必要な体制（人員、事務処理体制（在庫補助の事務処理能力を含む）、管理体制）を有しているか。	1-2-3-4-5		
・事業管理運営能力	事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。	1-2-3-4-5		
・実施業務に対する理解	実施する業務について十分な理解があるか。	1-2-3-4-5		
・実施経歴（実績）	過去に調査研究事業の実績があるか。	1-2-3-4-5		
・関係機関との協力体制	関係機関との協力体制を築くための具体的方策はあるか。	1-2-3-4-5		
2. 知見について			小計 0	
・医療や小児・難病等に関する事業の実施経験	医療や小児慢性特定疾病、難病等に関する事業の実施経験は十分にあるか。	1-2-3-4-5		
3. 実施予定の事業の妥当性			小計 0	
・事業内容の妥当性	事業内容が目的に沿った内容となっているか。	1-2-3-4-5		
・事務局体制	事業を円滑に実施するための体制となっているか。	1-2-3-4-5		
4. その他			小計 0	
	(1)～(3)のいずれかの認定に該当する場合に該当区分を選択して評価。			
・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ((1)～(3)のいずれかの認定に該当する場合に該当区分を選択して評価。)	(1) 女性活躍推進法に基づく認定 (えるほし認定企業)	⑤プラチナえるほし ※1	5	
		④3段階目 ※2 (認定基準6つ全て○)	4	
		③2段階目 ※2 (認定基準5つのうち3～4つ○)	3	
		②1段階目 ※2 (認定基準5つのうち1～2つ○)	2	
		①行動計画 ※3	1	
		⑥いずれも満たしていない、または、不明	0	
	(2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	⑧プラチナくるみん ※4	5	
		⑦くるみん ※5 (令和7年4月1日以降の基準)	4	
		⑥くるみん ※6 (令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準)	3	
		⑤トライくるみん ※7 (令和7年4月1日以降の基準)	3	
		④くるみん ※8 (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)	3	
		③トライくるみん ※9 (令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準)	3	
		②くるみん ※10 (平成29年3月31日までの基準)	2	
		①行動計画 ※3、※11 (令和7年4月1日以降の基準)	1	
		⑥いずれも満たしていない、または、不明	0	
(3) 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	満たしている	4		
	満たしていない、または、不明	0		
合計		0		

・1～3について

採点の基準	点
優先的に採択すべき事業	5点
採択すべき事業	4点
採択しても特に問題がない事業	3点
採択の可能性がある事業	2点
採択すべきでない事業	1点

※評価点に1点を付した申請事業については、備考欄にその理由を記載すること。

・4 その他 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について

- 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により評価を行う。
- ※1 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法12条の規定に基づく認定。
- ※2 女性活躍推進法9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※4 次世代法15条の2の規定に基づく認定。
- ※5 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定。
- ※6 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定。（ただし、※10の認定を除く。）
- ※7 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定。
- ※8 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定。（ただし、※10の認定を除く。）
- ※9 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定。
- ※10 次世代法13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定。
- ※11 次世代法12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正の次世代法12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの。